

夢を実現する第一歩のために

2023年5月号

ミツヒロニュース



仕事や人生において、試練や困難がやってきます。その時の向き合い方は、逃げるか立ち向かうのかの二つです。

「幸せ」に近づくためには、常に立ち向かった方が方がよいし、「立ち向かう」と誓うことが大事です。諦めたら後は有りません。①ホープ(希望)=道は見つかると信じる力②エフィカシー(有効性)=踏み出す力③レジリエンス(回復力)=立ち向かう力④オptyミズム(樂觀)=楽しむ力。これらを持てば「幸せ力」を作ることができます。是非、見つけてください。

光廣 昌史

今月のトピック

- ◇免税事業者と仕入等取引がある場合の対応
- ◇インボイス半年前チェックリスト
- ◇2023年度の雇用保険料率と給付概要
- ◇今月のお勧めセミナー「実務講座」
- ◇あとがき
「ポップラ・ペアレンツ・クラブ」



免税事業者と仕入等取引がある場合の対応

今年10月からインボイス制度が開始されますが、その準備の進み具合はいかがでしょうか。今回は、仕入業者に免税事業者がいた場合の考え方について検討します。

1. 免税事業者との取引について

インボイス制度開始後は、免税事業者に対する支払いについて、消費税相当額が自社の納める消費税額から控除できません。そのため従来通りの支払いをする場合、その総額が仕入となりますので、仕入原価が増加します。

今まで取引されていた企業が、免税事業者か課税事業者かによって損益がぶれることになりますので、その影響をどうするのかについて検討する必要があります。もし、免税事業者がいた場合、取引先の対応によって、以下のような影響があります。

取引先の対応	当社又は取引先への影響	シミュレーション
免税事業者のまま	同じ値段なら、 当社の負担増	下記2
課税事業者に変更	取引先の資金繰り悪化	下記3

2. 取引先が免税事業者であった場合の、当社の影響

取引先が免税事業者であった場合には、今まで通りの税込価格を支払うと、消費税相当額が当社（支払側）の負担となります。支払いをする場合に、いくら値引きをすれば良いか検討します。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

【当社の負担増】	インボイス前	インボイス後 (値引きせず)	インボイス後 (税抜 10%値引き)	インボイス後 (税抜 1.8%値引き)
支払消費税の取り扱い	控除可	経過措置 80%控除		
時期	2023年9月まで	2023年10月～2026年9月 (3年間限定)		
税抜金額	900万円	900万円	810万円	883万円
値引による利益(A)	—	0万円	+90万円	+17万円
控除額計算	消費税 90万円×100%	消費税 90万円×80%	消費税 81万円×80%	消費税 88万円×80%
控除消費税	90万円	72万円	65万円	71万円
値引による利益(A) －控除不可消費税	—	▲18万円 負担増	+74万円 利益増	±0万円 負担増なし

令和5年10月から3年間は経過措置があるため、消費税相当額を値引きすると利益が出ててしまいます。そのため、お互いに納得する値引きを考えると、1.8%相当額となります。

3. 取引先が免税事業者から課税事業者になる場合の影響

取引先がインボイス制度を機に課税事業者となる場合には、取引先は、今まで受け取っていた消費税相当額を納税することになり、資金繰りが悪化します。

取引先の資金繰りがどの程度悪化するのか検討します。

【取引先の資金繰り悪化】	インボイス前 (免税)	インボイス後 (課税・原則)	インボイス後 (税制改正 20%納)	インボイス後 (課税・簡易五種)
			3年間限定	サービス業の場合
本体価格	990万円	900万円	900万円	900万円
納税計算	—	預り消費税－支払い消費税	90万円×20%	90万円×50%
消費税納税額	0万円	▲90万円	▲18万円	▲45万円
益税額	益税 90万円	益税 0万円	益税 72万円	益税 45万円
資金繰り悪化 (益税縮小額)	±0万円	▲90万円	▲18万円	▲45万円

インボイス発行事業者になるかどうかは、自社の経営状況（収益状況、経理業務にかけるコスト、販売先、販売先との取引における関係性）や、将来の経営戦略などを踏まえ、総合的に検討する必要があります。



インボイス半年前チェックリスト



令和5年10月1日からのインボイス制度開始まであと半年を切りました。今回はインボイス制度の総復習として現時点で確認していただきたい事項をまとめてみました。

令和3年10月1日

令和5年10月1日

登録申請開始



インボイス制度開始

1. 登録要否に関連するチェック項目

登録を受けた場合にどうなるか確認しましたか

◆基準期間（前々期）の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者とならず、消費税の申告が必要。

現時点で課税事業者ならインボイス申請一択、免税事業者は要検討

◆課税事業者はインボイス登録によるデメリットがほとんどないため基本的にはインボイス登録すべきです。

自社、関連会社、役員個人のインボイス申請はお済みですか、登録番号は確認しましたか

◆関連会社、個人の申請がもれてしまいがちです。検討の上、正しく申請手続きを。

2. 売手として留意すべきチェック項目

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましたか

◆インボイスは請求書・領収書など名称は問いません。電子データでの提供や手書きでの交付也可。

◆都度「納品書(※)」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるか。

※納品書の交付がある場合は端数処理に注意。システムの改修が必要な可能性も。

交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか確認しましたか

◆インボイスには①登録番号②適用税率③税率ごとの消費税額の記載が必要です。

◆消費税額に1円未満の端数が生じた場合、「一のインボイスあたり税率ごとに一回」の端数処理を行います。

◆相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。

たとえば家賃収入（事務所・店舗等）については通帳などで取引日を確認し、契約書に登録番号、適用税率、消費税額等の他の記載事項を記載することでインボイスの保存に替えることができます。

売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましたか

◆登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について売上先と認識を共有することが重要です。

インボイスの写しの保存方法を検討しましたか

◆売上先へ交付したインボイスについては写しを保存する義務があります。コピーでの保存、電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。

3. 買手として留意すべきチェック項目

自社の仕入、経費についてインボイスが必要な取引か確認しましたか

◆3万円未満の公共交通機関、3万円未満の自動販売機や従業員へ支払う日当や出張旅費はインボイス不要。

◆継続的でないような単発の取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が必要です。

仕入先・支払先にインボイスの登録を受けるかどうか、また、インボイスの交付方法は確認しましたか

◆何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておきましょう。

受け取った請求書等をどのように保存、管理するか検討しましたか

◆請求書を登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。



2023年度の雇用保険料率と給付概要

雇用保険料率は財政状況に応じて毎年度、見直しが行われています。2023年度の雇用保険料率は、2022年度の下期からさらに引き上げられることになりました。4月からの内容と従業員が雇用保険から受けられる各種給付について確認します。

1. 2023年度の雇用保険料率

2022年度はコロナ禍で雇用保険料率を引き上げることに対する労使の負担感が考慮され、上期と下期の2段階での引上げとなりました。2023年度は2022年度下期の雇用保険料率からさらに従業員負担・会社負担ともに1/1,000引き上げられ、下表のようになります。

2. 雇用保険の給付

雇用保険の給付は、まず「育児休業給付」と「失業等給付」に分かれます。

育児休業給付は、育児・介護休業法における育児休業および出生時育児休業を取得した際に行われる給付です。

失業等給付は、従業員が失業した場合や会社が従業員を継続して雇用することが難しくなるような事由が生じた場合に、従業員（退職者を含む）に必要な給付を行うとともに、その生活及び雇用の安定を図るための給付です。

3. 失業等給付の各給付の概要

失業等給付は大きく分けて、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付の4種類から構成されており、各給付の概要は以下のとおりです。

- ①求職者給付：従業員が退職した場合に支給される基本手当を中心に、失業者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にすることを目的として支給されるもの。
- ②就職促進給付：失業者が早期に再就職した際に支給される再就職手当等、失業者が再就職することを援助、促進することを主目的として支給されるもの。
- ③教育訓練給付：労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を目的として支給されるもの。
- ④雇用継続給付：従業員の職業生活の円滑な継続を援助、促進することを目的として支給されるもの。

なお、従業員が負担する雇用保険料は育児休業給付および失業等給付に対する給付の財源として充てられています。

【表】2023年度の雇用保険料率

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

雇用保険料率が引き上げられ、従業員の負担感が増すタイミングであることから、雇用保険にどのような給付が設けられているか従業員にも周知するとよいでしょう。例えば、教育訓練給付を利用することで、働きながらスキルアップできる仕組みがあることを伝えることもできます。

参考文献： ■TAX NEWS ■My Komon

今月のお勧めセミナー

第1回 実務講座

経理基礎編「経理実務の基礎」

当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全3回シリーズで開催します。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしています。

(開催日 5月 10日 (水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

